

国立大学法人高知大学地域手当細則

平成17年3月23日
規則第466号

最終改正 令和7年3月25日規則第94号

(目的)

第1条 国立大学法人高知大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）第27条の規定による地域手当の支給について、別に定める場合を除き、この細則に定めるところによる。

第2条 職員給与規則第27条第1項の別に定める支給地域及び当該地域の級地は人事院規則9-49の別表第1の支給地域及び級地とし、支給地域に応じた割合は次に掲げる支給区分に応じた割合とする。

- 一 1級地 100分の20
- 二 2級地 100分の16
- 三 3級地 100分の12
- 四 4級地 100分の8
- 五 5級地 100分の4

第3条 職員給与規則第27条第1項のこれに準ずる場合とは、同項で規定する一般職給与適用職員等から再び本学の職員となった者で、同項の規定による地域手当を支給される職員と権衡上必要があると認められた場合とする。

(端数計算)

第4条 職員給与規則第27条第1項及び国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年規則第42号）附則第5条第1項第3号、第5号及び第6号並びに同条第5項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。職員給与規則第11条、第39条第3項及び第4項並びに第42条第2項及び第3項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、地域手当に関する取扱いについては、必要に応じ、学長が別に定める。

附 則

この細則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成 17 年規則第 587 号）の施行の際に現に同規則による改正前の職員給与規則第 27 条の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る調整手当の支給に関する細則第 2 条の規定の適用については、「次に掲げる支給区分」を「国立大学法人高知大学調整手当細則の一部を改正する規則（平成 17 年規則第 589 号。以下「平成 17 年改正規則」という。）による改正前の第 2 条に掲げる支給区分」とする。

(地域手当に関する特例)

第 3 条 施行日から平成 28 年 3 月 31 日までの間においては、職員給与規則第 27 条第 1 項で定める別に定める支給地域に応じた割合は、附則別表のとおりとする。

附則別表

支給割合	支給地域等
100 分の 18.5	東京都のうち 特別区
100 分の 15.5	茨城県のうち 取手市 埼玉県のうち 和光市 千葉県のうち 印西市 東京都のうち 武蔵野市、町田市、国分寺市、狛江市、清瀬市、多摩市 神奈川県のうち 厚木市 大阪府のうち 大阪市、守口市

100 分の 15	茨城県のうち つくば市 千葉県のうち 成田市、袖ヶ浦市 東京都のうち 調布市、小平市、日野市、国立市、福生市、稲城市、 西東京市 神奈川県のうち 横浜市、川崎市、鎌倉市 愛知県のうち 刈谷市、豊田市 大阪府のうち 門真市 兵庫県のうち 芦屋市
100 分の 14	埼玉県のうち さいたま市、志木市 東京都のうち 八王子市、府中市 愛知県のうち 名古屋市 大阪府のうち 高槻市 兵庫県のうち 西宮市、宝塚市
100 分の 13	茨城県のうち 守谷市 千葉県のうち 千葉市 東京都のうち 青梅市、東村山市 愛知県のうち 豊明市 大阪府のうち 池田市、大東市
100 分の 12	千葉県のうち 船橋市、浦安市 東京都のうち 立川市 大阪府のうち 吹田市、寝屋川市、箕面市 奈良県のうち 天理市
100 分の 10.5	神奈川県のうち 相模原市、藤沢市

	三重県のうち 鈴鹿市 大阪府のうち 豊中市 兵庫県のうち 神戸市
100 分の 10	茨城県のうち 水戸市、土浦市、牛久市 埼玉県のうち 東松山市、朝霞市 千葉県のうち 市川市、松戸市、富津市 東京都のうち 三鷹市、あきる野市 神奈川県のうち 横須賀市、茅ヶ崎市、大和市 滋賀県のうち 大津市、草津市 京都府のうち 京都市、京田辺市 大阪府のうち 堺市、枚方市、茨木市、八尾市、羽曳野市、東大阪市 兵庫県のうち 尼崎市 奈良県のうち 奈良市、大和郡山市 広島県のうち 広島市 福岡県のうち 福岡市
	総務省関東総合通信局電波監理部
100 分の 9	茨城県のうち 日立市 千葉県のうち 佐倉市、市原市 神奈川県のうち 平塚市 愛知県のうち 西尾市、知多市 三重県のうち 四日市市 滋賀県のうち 栗東市 兵庫県のうち 伊丹市、三田市

100 分の 7	宮城県のうち 多賀城市 茨城県のうち 龍ヶ崎市 埼玉県のうち 坂戸市 神奈川県のうち 小田原市 愛知県のうち みよし市 大阪府のうち 柏原市、交野市 福岡県のうち 春日市、福津市
100 分の 6	宮城県のうち 仙台市 茨城県のうち 古河市、ひたちなか市 栃木県のうち 宇都宮市 埼玉県のうち 川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、 越谷市、戸田市、入間市、三郷市 千葉県のうち 茂原市、柏市 神奈川県のうち 三浦郡葉山町 山梨県のうち 甲府市 静岡県のうち 静岡市、沼津市、御殿場市 愛知県のうち 瀬戸市、碧南市 三重県のうち 津市 滋賀県のうち 守山市 京都府のうち 宇治市、亀岡市 大阪府のうち 岸和田市、泉大津市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、 和泉市、藤井寺市 奈良県のうち 大和高田市、橿原市
100 分の 5	栃木県のうち

	<p>大田原市 群馬県のうち 高崎市 埼玉県のうち 春日部市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、久喜市、 比企郡のうち鳩山町、北葛飾郡のうち杉戸町 千葉県のうち 野田市、東金市、流山市、印旛郡酒々井町及び栄町 神奈川県のうち 三浦市（総務省関東総合通信局電波監理部の所在する地域 を除く。）、中郡のうち二宮町 長野県のうち 塩尻市 岐阜県のうち 岐阜市 静岡県のうち 磐田市 愛知県のうち 岡崎市、春日井市、津島市、安城市、犬山市、江南市、 弥富市、西春日井郡豊山町 三重県のうち 桑名市 滋賀県のうち 彦根市 京都府のうち 向日市、木津川市 大阪府のうち 泉南市、阪南市、泉南郡熊取町、田尻町及び岬町、 南河内郡のうち太子町 兵庫県のうち 明石市 奈良県のうち 香芝市、北葛城郡のうち王寺町 和歌山県のうち 和歌山市、橋本市 香川県のうち 高松市 福岡県のうち 太宰府市、糸島市、糟屋郡のうち新宮町及び粕屋町</p>
100 分の 4	<p>茨城県のうち 神栖市 栃木県のうち 下野市 埼玉県のうち 羽生市、比企郡のうち滑川町</p>

	<p>愛知県のうち 豊川市、田原市 三重県のうち 亀山市 滋賀県のうち 甲賀市 兵庫県のうち 赤穂市</p>
100 分の 3	<p>北海道のうち 札幌市 宮城県のうち 名取市 茨城県のうち 筑西市 栃木県のうち 鹿沼市、小山市 群馬県のうち 前橋市、太田市 埼玉県のうち 熊谷市 千葉県のうち 八街市 東京都のうち 武蔵村山市 富山県のうち 富山市 石川県のうち 金沢市 福井県のうち 福井市 長野県のうち 長野市、松本市、諏訪市 岐阜県のうち 大垣市、多治見市、美濃加茂市 静岡県のうち 浜松市、三島市、富士宮市、富士市、焼津市、掛川市、袋井市 愛知県のうち 豊橋市、一宮市、半田市、小牧市 三重県のうち 名張市、伊賀市 滋賀県のうち 長浜市 兵庫県のうち 姫路市、加古川市、三木市</p>

	奈良県のうち 桜井市、宇陀市 岡山県のうち 岡山市 広島県のうち 廿日市市、安芸郡のうち海田町及び坂町 山口県のうち 周南市 福岡県のうち 北九州市、筑紫野市、糟屋郡のうち宇美町 長崎県のうち 長崎市
100分の2	茨城県のうち 笠間市、鹿嶋市 栃木県のうち 栃木市、真岡市 群馬県のうち 渋川市 千葉県のうち 木更津市、君津市 新潟県のうち 新潟市 石川県のうち 河北郡のうち内灘町 山梨県のうち 南アルプス市 長野県のうち 伊那市 岐阜県のうち 各務原市、可児市 静岡県のうち 藤枝市 愛知県のうち 常滑市、海部郡のうち飛島村 滋賀県のうち 東近江市 広島県のうち 三原市、東広島市 徳島県のうち 徳島市、鳴門市、阿南市 香川県のうち 坂出市

備考 この表の支給地域等欄に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市町村又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつ

て影響されるものではない。

附 則

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 12 日規則第 48 号）

この細則は、平成 19 年 12 月 12 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 20 年 3 月 26 日規則第 92 号）

この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 11 日規則第 95 号）

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 100 号）

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 9 月 28 日規則第 28 号）

この細則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 11 月 22 日規則第 49 号）

この細則は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 11 月 22 日規則第 50 号）

この細則は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 25 日規則第 115 号）

（施行日）

第 1 条 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 国立大学法人高知大学地域手当細則（以下「地域手当細則」という。）の一部を改正する規則（平成 26 年規則第 115 号。以下「平成 26 年改正規則」という。）の施行の際に現に職員給与規則第 27 条の規定の適用を受けている職員又は新たに職員給与規則第 27 条の規定の適用を受けることとなった職員に対する地域手当細則第 2 条の規定の適用については、「別表 1 に掲げる地域」とあるのは「平成 26 年改正規則による改正前の別表 1 に掲げる地域」と、「次に掲げる支給区分」とあるのは「平成 26 年改正規則による改正前の第 2 条に掲げる支給区分」とする。

附 則（平成 28 年 2 月 24 日規則第 68 号）

この規則は、平成 28 年 2 月 24 日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 24 日規則第 68 号）

この規則は、平成 28 年 2 月 24 日から施行し、平成 28 年 2 月 1 日に在職する職員に対し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年 3 月 25 日規則第 94 号）

- 1 この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則の施行日の前日までに他の国立大学法人等の職員又は一般職給与適用職員等から引き続き本学の職員に採用された職員となり、地域手当の支給を受けている職員については、なお従前の例による。